令和９年度税財政等に関する提案

令和８年１１月２日
全国知事会
（地方税財政常任委員会）

Ⅰ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響や米国の通商政策の動向などに注意する必要がある。また、長引く物価高や人手不足の深刻化等、地域経済は厳しい状況にある。

このような中、人口減少・少子高齢化は急速に進行しており、強い危機感を持ってその対策に我が国全体で戦略的に取り組んでいく必要がある。

地方財政に目を向けると、こども・子育て政策の強化を含む社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方創生・地域未来戦略の推進、人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設等の老朽化対策などの重要課題への対応のほか、物価高や民間の賃上げ等に伴う財政需要の更なる増加も見込まれる。

これらの状況を踏まえ、地方が国と一丸となり、日本列島全体を強く豊かにするべく、「強い経済」の実現に向け取り組んでいくとともに、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が不可欠である。

このため、地方が責任をもって増大する役割に適確に対応していくためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

なお、地方において積立金現在高が増加しているが、これは、臨時財政対策債償還基金費の臨時的措置による積立てや普通交付税の減額精算に備えた積立てのほか、激甚化・頻発化する自然災害等の不測の事態への対応、喫緊の課題である公共施設等の老朽化対策、変動が大きい地方税収への対応など、今後の安定的な地方財政運営のために必要な積立てを行ったものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

加えて、依然として地方債残高が高い水準で推移する中、金利上昇の影響で公債費の増加が見込まれるなど、地方財政の状況は引き続き楽観視できる状況ではない。

１　地方一般財源総額の増額確保・充実

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（2026年（令和８年）７月21日閣議決定。以下「骨太方針2026」という。）においては、「地方の一般財源の総額を確保して、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」こととされている。

令和９年度の地方財政は、社会保障関係費の増加に加え、物価高や民間の賃上げ等が進む中

で公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁、金利上昇の影響、各人事委員会勧告を踏まえた給与改定等への対応といった避けることのできない歳出の増加が見込まれる。これらに加えて、地方が責任を持って地方創生・地域未来戦略の推進、人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設の老朽化対策などの重要課題に対応しつつ、安定的な行政サービスを提供していくためには、2027年度（令和９年度）においても、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、引き続き東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保し、充実すべきである。

特に、公共事業や施設管理・行政サービス等の公的需要は、GDP全体の約1/4を占め、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあることから、全国的に物価高が継続する中にあって、公的需要における価格転嫁が行われなければ、地域経済の縮小・衰退は免れない。地域経済の好循環、民間企業の賃上げの実現のためには、地方における官公需の価格転嫁が急務であり、地方がこれを確実に実施するために必要となる一般財源の増額確保が不可欠である。

なお、自動車税・軽自動車税環境性能割の廃止及び軽油引取税・地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替となる安定的な恒久財源を確実かつ早急に確保するとともに、それが実現するまでの間、国の責任において確実に財源措置を講ずべきである。

また、令和９年度からの導入が予定されている就業者負担軽減支援金に係る地方負担額については、その全額を地方財政計画の歳出に計上した上で一般財源総額を増額確保するとともに、個別団体の地方交付税の算定においても地方負担の全額を基準財政需要額に算入する等の地方財政措置を確実に講じ、個別団体の財政運営に支障が生じないようにすべきである。

加えて、更なる制度の具体化に向けて、国と地方の負担割合や、国と地方の役割分担の在り方、その他円滑な制度の実施に必要な事項について、引き続き地方と丁寧に協議を行うべきである。

２　地方財政計画における必要な歳出の計上

近年の地方歳出は、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費、公債費の減などで一定程度吸収するとともに、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。このような中、新たな行政需要の増加に対応するための人材確保、各人事委員会勧告を踏まえた会計年度任用職員を含む公務員給与改定への対応、教職調整額の引上げなどの教師の処遇改善、物価高や民間の賃上げ等に伴う様々な価格転嫁、いわゆる教育無償化、国土強靱化、インフラ・公共施設等の老朽化対策などを実施するための財政需要の増加、さらには金利上昇に伴う公債費の増加など、地方歳出が必然的に拡大する要素が確実に生じており、このような歳出の増加を適切に地方財政計画に計上すべきである。

今後も増加する社会保障関係費については、その増分を適切に計上するとともに、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増、こども・子育て政策の強化を含む社会保障に係る地方単独事業の経費についても、地方の財政需要として的確に反映すべきである。

また、令和８年度に計上されている「地方創生推進費」や、「地域社会再生事業費」など、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出も、引き続き確実に

地方財政計画に計上すべきである。

一般行政経費（単独）については、令和８年度地方財政計画として、物価高・官公需の価格転嫁への対応など約４千億円が増額されている（会計年度任用職員給与等移し替え後比較）。一般行政経費（単独）は、地方が国の法令等により義務的に実施する事業に加え、自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせて行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生・地域未来戦略の推進に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、今後もその総額を増額確保・充実すべきである。

また、令和５年度から実施されている地方公務員の定年引上げにより、職員構成や採用計画等に影響が生じることから、各地方団体における実施状況も踏まえ、職員数の一時的な増加等に対応するために必要となる財源を安定的に確保するための方策を講ずべきである。

なお、骨太方針2026において、補正予算については真に緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する方針が示されている。これは、民間事業者や地方団体の予見可能性の確保に資するものであるが、見直しの際には、公共事業や補助事業など、例年補正予算で措置されてきたものも含めて必要な事業量を確保するとともに、国の予算編成の内容に伴い、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう必要十分な地方財政措置を講ずべきである。

一方、社会経済の大きな変動や災害など、不測の事態に対しては、引き続き機動的に対応すべきである。

３　地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。なお、地方団体の予算執行等に支障が生じないよう、引き続き、地方交付税関係法案の年度内成立や普通交付税の７月中の早期交付決定に努めるべきである。

地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来の在り方を十分に踏まえた上で、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

４　臨時財政対策債の抑制と債務残高の確実な縮減

臨時財政対策債については、令和７年度に引き続き令和８年度も新規発行額がゼロとなったが、今後、国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合には、地方交付税の法定率の引上げを行い、安定的に交付税総額を確保することで、臨時財政対策債に頼らない財政運営を確立すべきである。

併せて、特例的な債務である交付税特別会計借入金及び臨時財政対策債残高の確実な縮減を

図るべきである。

加えて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

５　社会保障に係る地方財源の確保

地方消費税を含む消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約４割が地方の財源となっており、特定の世代に限定されることなく、全世代共通の社会保障制度の基盤としてあらゆる世代で負担を分かち合うものであり、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中にあって、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を来さないよう、これらのサービスの財源として、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに当たっては、地方消費税の減収額全額の地方特例交付金による補塡及び各年度における必要な地方交付税総額の適切な確保を確実に行うべきである。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方と時間的余裕を持って丁寧に協議を行い、その意見を十分に踏まえるとともに、十分な財源を確保すべきである。

国民健康保険制度については、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担の在り方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）１月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。

地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、その配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すべきである。

６　強靱な国土づくり等に係る地方財源の確保

（１）防災・減災、国土強靱化対策の強化

近年、激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化に伴う事故においても、防災・減災、国土強靱化対策の重要性が再確認されたことから、新たに策定された「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、取組の加速化・深化を図るために必要な予算・財源については、当初予算を含め、別枠で確保するとともに、資材価格の高騰や賃金水準の上昇を踏まえた規模とすべきである。

併せて、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」については、地方の実情に応じた国土強靱化対策を推進するため、対象を拡充すべきである。

また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の費用を要する業務について補助・交付金の対象とするなど、財政支援の充実・強化を図るべきである。

住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、住宅所有者の費用負担を軽減す

るため、十分な財政措置を講じるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

能登半島地震や埼玉県八潮市における道路陥没事故、本年の熊本地震で重要性が再認識された上下水道施設の耐震化・老朽化対策については、人口減少が急速に進む中、今後も持続可能な上下水道の整備ができるよう、地域の実情に応じて国庫補助採択基準を緩和するなど財政措置の強化・充実を図るとともに、第１次国土強靱化実施中期計画に基づき、必要な財源を確実に措置すべきである。

また、千葉豪雨では、従来の治水対策や防災対策では十分に対応しきれない都市型水害の脅威が顕在化したことから、対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講ずべきである。

（２）物流・人流ネットワークの早期整備等

「強い経済」の実現に向けた取組を加速前進させていくため、物流・人流ネットワークを早期整備・活用し、地方創生・地域未来戦略の推進に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。

このため、社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等を推進すべきである。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路や新幹線などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。

地域公共交通は、地域住民の日常生活や社会経済活動の基盤として不可欠なものであるため、そのネットワークの維持・活性化に向けた再構築の取組を着実に推進できるよう、安定的かつ十分な財源を増額確保すべきである。

なお、国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、災害時等のリダンダンシーの確保をはじめ、人口減少や高齢化などの社会環境の変化、現在のＪＲ各社の経営状況、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえ、全国的な鉄道ネットワークの在り方そのものについて、まずは国の責任において議論の上、早期に方向性を示すべきである。また、地域鉄道の安全輸送の確保に加え、利便性向上や利用促進、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者及び地方に対し更なる支援を行うべきである。

（３）公共施設等の適正管理

地方団体は、行政系施設を含む公共施設等の老朽化対策が本格化していることから、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化等に取り組んでいるところである。

そのような中、令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については、期間を延長するとともに、地方の実情を踏まえ、財政負担の一層の軽減・平準化に向け、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すべきである。

７　公立病院等の経営安定化支援

保険医療機関等は、公定価格である診療報酬によって運営されており、物価高や人件費の上

昇の影響を価格転嫁できず、深刻な経営難に陥っている。中でも、民間医療資源が乏しい地域において、不採算医療・政策医療を担う公立病院及び公的病院はもはや経営努力のみでは対応することが困難な極めて厳しい経営環境にあり、地域医療の崩壊が危惧される状況にある。

このような深刻な状況を踏まえて、国による補助制度の創設・拡充など早急に対策を講じるとともに、診療報酬改定時の見通しを超える物価や賃金の急激な変動に際しては、適時適切な見直しが行われる仕組みを診療報酬制度等に組み込むべきである。また、物価高が続く中、公立病院の消費税負担が増加し、経営に大きな支障を来している現状を踏まえ、診療報酬における補塡の充実や、その対応が難しい場合は課税措置への転換など、制度改善を講ずべきである。

併せて、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含む全ての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、建設改良費や医療機器のリース、都道府県が設置するへき地診療所等に対する措置も含め、繰出金等に対する地方財政措置を更に拡充すべきである。また、病院事業債（経営改善推進事業）を拡充するとともに、地方団体の長期の貸付けについて、地方財政措置を講ずべきである。

８　大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、「第３期復興・創生期間」（令和８～12年度）における事業規模と財源が定められたところであるが、引き続き特例的な財政支援措置を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、地震や豪雨、大規模火災など相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

９　学校教育を担う人材確保

学校における働き方改革の更なる加速化や、教師に優れた人材をより多く確保するため、教師が担う必要のない業務等を外部委託する経費についても、十分な財政措置を図るとともに、教員業務支援員及び副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する人材の更なる配置に必要な財源を確保すべきである。

なお、教職調整額の率は、毎年１％ずつ引き上げ、令和12年度までに10％に引き上げることが決定していることから、引上げに必要となる経費は、引き続き全額地方財政計画に計上し、必要な財源を確実に確保すべきである。

１０　補助金等の見直し

（１）運用方法等の見直し

補助金等については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきであり、本来の負担割合を超えた超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行

うことなどにより、速やかに解消を図るべきである。また、地方団体の予算執行等に支障が生じないよう、補助金等の早期交付決定に努めるべきである。なお、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件の弾力的運用を図るべきである。

（２）国と地方の関係の見直し

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金や償還期限が到来した個人への貸付金を当該事業者や個人から徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いとなっている事例がある。こうした取扱いは、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、国の令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年12月23日閣議決定）において、「国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和８年度中に結論を得る。」とされたことを踏まえ、制度の見直しを進めるべきである。

Ⅱ　人口減少対策及び地方創生・地域未来戦略の強力な推進のための財源確保

人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、国においては人口戦略本部が設置されたところであり、これからも国と地方が方向性を一にして、経済界・労働界をはじめとした各界や国民を巻き込み、国を挙げて人口減少・少子高齢化対策に積極果敢に挑戦していくことが何より重要である。

国の地域未来戦略（令和８年７月21日閣議決定）には、47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会の実現を目指すため、強い地域経済を構築していくことの重要性が示された。これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、「強い経済」の実現に重点を置いた地域未来戦略を推進し、世界をリードする成長分野のクラスター、地域発のクラスターを全国各地に形成して、地方から日本を成長軌道に押し上げていくこととしている。

国においては、地方が厳しい状況にあることを重く受け止め、年末を目途に策定される「人口総合戦略」において地方の意見を反映させるとともに、引き続き「自然減」「社会減」それぞれの要因に応じた適切な対策や住み慣れた地域で希望をもって住み続けることができる持続可能な地域づくりへの対策を講じていく必要がある。

このため、地方団体が地域の実情に応じて、少子高齢化や人口減少がもたらす諸課題を、ＡＩ・デジタルなどの新技術も活用しながら克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生・地域未来戦略を推進するための安定的な財源を確保し、財政措置を充実すべきである。

特に、地域未来戦略による産業クラスターの形成に当たっては、地方団体に過大な財政負担が生じることのないよう、大規模な投資促進策やインフラ整備に対する財政措置を講ずべきである。

１　子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保

子ども・子育て支援施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、ナショナルスタンダードとしての子育て支援の在り方について「こども政策に関する国と地方の協議

の場」等において地方と丁寧に協議を行い、近年の物価高にも対応した十分な予算を確保するとともに、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すべきである。

なお、子ども・子育て支援策は、ナショナルスタンダードとして全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業が組み合わさることが効果的であり、地方が行うサービスの提供などについても、地方団体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図るべきである。

また、「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源の確保のための子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うべきである。

さらに、子ども・子育て政策の強化に係る財源確保のための歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すべきである。

加えて、いわゆる教育無償化の実施に当たり都道府県負担が導入されたが、安定財源の確保については、令和７年12月に国が示した「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」において、「令和９年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図る」とされていることを踏まえ、代替となる恒久財源を確実かつ早急に確保するとともに、それが実現するまでの間、地方負担が増加することのないよう国の責任において確実に財源措置を講ずべきである。

また、いわゆる高校無償化の実施に伴い、公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大等が懸念されることを踏まえ、喫緊の課題である老朽化への対応や、教育ＤＸへの対応、施設・空調等の設備・備品等の整備など、地域の強みを活かした特色ある学校づくりの推進に向け、公立高校への財政的支援の拡充を図るべきである。特に、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（令和８年２月13日文部科学省）を踏まえ、都道府県が地域の実情に応じて策定する高等学校教育改革実行計画に基づく改革を確実に推進できるよう、国の責任において「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による安定的かつ十分な財政措置を講ずべきである。併せて、新たに創設された「高等学校教育改革等推進事業債」の柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保するべきである。

さらに、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）については、支援の基準額に昨今の地域における物価上昇の実情を的確に反映するとともに、地方団体の予算編成に支障をきたすことのないよう、適切な時期に示すべきである。併せて、公立の中学校段階も速やかに対象とするとともに、国立・私立学校についても課題の整理を十分に行った上で、対象化に向けた検討をすべきである。

２　地方創生・地域未来戦略の推進等のための財源確保

（１）地方創生・地域のデジタル化に必要な経費の拡充・継続

地方創生・地域未来戦略を推進するため、これまで地方が進めてきた地方創生の取組の成果を最大限に活用し、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」に加え、地域ごとの産業クラスターを形成・拡充するための大規模な投資や研究開発の推進に向け令和８年度に創設された「地域未来基金費」といった地方創生・地域未来戦略の推進に必要な経費を新たに生ずる地方負担への十分な地方財政措置も含め更に拡充し、地方の安

定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

（２）地域未来交付金等の拡充・継続及び弾力的な運用

地域未来交付金については、地方創生・地域未来戦略の推進を一層深化・加速化できるよう、地方の意見等を十分に踏まえ、使途拡大や運用の更なる改善を図るとともに、予算枠を確保・充実すべきである。併せて地方負担に対する十分な地方財政措置を講ずべきである。

３　デジタル社会の実現に向けた財政措置等

（１）デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しに向けた取組が進められている中において、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講ずべきである。

標準準拠システムへの移行について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年12月24日閣議決定）において、令和８年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）は、おおむね５年以内に移行できるよう国が積極的に支援するとされた。このため、国においては、地方団体の状況や直面している課題等を的確に把握し、特定移行支援システムへの支援を充実させ、それぞれの実情に応じて移行作業を円滑かつ確実に完了できるよう、適切な情報提供を行い、状況に応じたきめ細かなフォローアップを引き続き行うべきである。

デジタル基盤改革支援補助金については、令和８年３月から４月にかけて国が実施した移行経費調査の結果や調査後の状況の変化、各地方団体の個別事情等を踏まえた補助上限額の設定や基金の積み増し等を確実に行うとともに、特定移行支援システムなどの移行経費を国が責任をもって全額補助金の対象とすべきである。

また、当該補助金の補助対象が限定的であることから、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修や移行期間中の既存システム利用に係る新たな費用負担、経過措置により移行後に実施される一部機能の実装とそれに伴う関連システムの改修なども補助対象とすべきである。

国においては、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、地方団体や事業者と協力して運用経費等の３割削減に向けた環境整備に取り組むとされているが、その目標達成に向けて、短期・中長期の両面で必要な対策を確実に実施するとともに、スケジュールを具体的に明示すべきである。

令和８年度における運用経費の増嵩について、人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分は普通交付税措置、これを上回って一時的に増加する経費は、新たに創設された「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」及び地方交付税の増額交付で対応するとされたところであるが、令和９年度以降においても、財政支援措置を検討するなど、全ての地方団体に新たな負担が生じることのないよう、確実な支援を行うべきである。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）の施行から５年が経過したことに伴う検討に当たり、標準化の効果及び課題について客観的な検証を行い、自治体や事業者の実情を踏まえ、制度及び運用の見直しを行うべきである。

デジタル行財政改革における「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用」については、自治体の規模や地域の実情、ニーズを十分に踏まえる必要があることから、国と地方が一体となって取組を進められるよう、地方の意見を十分に聞きながら検討するとともに、国・地方双方に効果をもたらすことを踏まえ、必要に応じて国において適切な支援を行うべきである。

「デジタル活用推進事業債」については、地方団体の標準準拠システムへの移行と併せた行政運営の効率化や地域課題解決を推進する上で重要な財源となっていることから、引き続き地方の取組状況等を踏まえて拡充を検討すべきである。

（２）地方における５ＧをはじめとしたＩＣＴインフラ整備への財政措置

光ファイバ、５Ｇ等の未整備地域解消に向けては、引き続き整備を着実に進めるため、国庫補助金等による支援制度を拡充すべきである。特に、過疎地域等の整備条件が厳しい地域での整備が進むよう、支援制度の拡充に取り組むべきである。

また、災害等の非常時においても高度情報通信ネットワークが維持できるよう、衛星回線活用のための設備導入等に対する支援制度を創設するべきである。

（３）マイナンバー制度の推進

行政手続のオンライン化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大に伴う情報連携の活用、大規模災害の発生や感染症のまん延等の事態におけるマイナンバーの活用など、システムの整備に伴い必要となる地方団体のシステム改修等に対しては、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

また、令和11年度中に予定されている次期マイナンバーカードへの移行やマイナンバーカードの利便性向上に向けた診察券等との一体化や、手当・還付金等を受給できるプッシュ型住民サービスの実施などに当たっては、地方に過度な負担を課すことがないよう、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

４　「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資するものである。2019年度（令和元年度）には「ふるさと納税指定制度」が導入され、多くの自治体では法令に定められた基準の下で運用がなされているところであるが、令和７年度には指定基準違反となった団体があるなど、「ふるさと納税制度」に対する信頼を損ないかねない事案も生じており、引き続き国において過剰な返礼品競争を抑制すべきである。また、ふるさと納税の受入額は、令和７年度に１兆3,300億円を超える規模に拡大した。一方、募集に要する経費が高止まりしており、ポータルサイトを経由した寄附額約１兆2,900億円に対する実質的な手数料が1,490億円と11.5%を占めるなど、本来、住民サービスの充実に振り向けられるべき受入額のうちの多くを募集に伴う経費として費やさざるを得ない状況は、改善すべきである。

ポータルサイト運営事業者においては、ふるさと納税の制度趣旨について理解し、ふるさと納税として受け入れた寄附金については、税制上の控除を利用して集められた公金であること

を踏まえ、地方団体の費用負担の軽減が図られるよう、速やかに手数料の引下げに取り組む必要がある。今般、寄附金活用可能額の割合を高める見直しが行われたことを踏まえ、ふるさと納税を地方団体において行政サービスの充実や地域振興のためにより一層活用できるよう、国から手数料の引下げに向けて事業者への要請が行われたところであるが、未だに引下げに応じる事業者は少ない状況にある。国においては、制度の健全な運用に向けて、手数料への上限設定や利用者負担の導入などの具体的な対応策を制度化するなど、更なる取組を進めるべきである。

なお、「ふるさと住民登録制度」について、継続的な担い手活動等を行うプレミアム登録者の交通費負担の軽減の観点から、ふるさと納税において、登録先自治体の訪問のための航空券等を単独で返礼品等として提供できるよう見直すべきである。その際、寄附の受入れや航空券等の提供において、地方団体の事務負担が増加することのないよう十分に配慮すべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであるとともに、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとしても期待できることから、引き続き、各地方団体においては、国民や企業の理解を得るなど制度の活用に努めるとともに、国においては、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、積極的な活用を促進すべきである。

５　持続可能な地域づくりを推進するための財政措置

安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、買物環境や医療・介護提供体制の維持・確保に向け、民間事業者の事業承継等に係る支援や人材確保対策等、各地域が実情に応じて行う持続的な取組に対し、引き続き包括的かつ柔軟に財政支援を行うべきである。

６　脱炭素施策への財政措置

「地域脱炭素推進交付金」について、予算規模や交付対象、事業期間等を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善に取り組むべきである。

加えて、「地域資源を活用したレジリエントやエネルギー・経済循環の実現に向けて」（令和８年５月29日環境省）を踏まえ、地域にとって有効で取り組みやすい新たな展開策を示すとともに、意欲的な地方団体が積極的に取り組めるよう十分な予算措置を行うべきである。

「脱炭素化推進事業債」については、民間企業も含めてＬＥＤ照明や電動車の導入が進む中、地方団体において、引き続き公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、地方の実情に応じた事業規模や対象の拡充などを行うべきである。

７　魅力あふれる地域づくりのための財政措置

（１）スポーツ・文化施策への財政措置

スポーツ・文化芸術活動の活性化や、その拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等などに対し、地方の実情に応じてソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うべきである。

また、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会など、大規模国際大会の開催に向けた地方の取組や負担増に対して国費による支援を講ずべきである。

なお、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の改革に当たっては、国スポ改革タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、通年開催、施設基準の弾力運用や国、関係団体による相応の財政負担など地方団体の財政負担軽減に向けた検討を行うべきである。

（２）観光施策への財政措置

令和７年の訪日外国人旅行者数が令和６年に引き続き過去最高を記録するなど、観光の復興が続く中、国内観光の活性化やインバウンド需要、2027年国際園芸博覧会等の国際イベント開催を地域活性化につなげていくため、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに加えて、オーバーツーリズムの未然防止・抑制についても積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。

国際観光旅客税については、地方の観光振興施策に対する自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により、地方に配分すべきである。

Ⅲ　物価高等への対策に係る地方財政措置

１　地方財政措置の充実

物価高及び金利の上昇が続く中、地域の生活・経済を守るため、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講ずべきである。

追加の対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方団体間で対策の内容に格差が生じないよう、国の責任において全国一律の対策を直接講ずべきである。なお、国の直接支援の対象とならない事業者には、地方が実情に応じた支援を行うことができるよう十分な財源措置を講ずべきである。

また、公共事業の補助単価や地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を継続的に行うべきである。

２　地方に対する交付金の充実

引き続き国の対策を補完し、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるよう、適時適切な財源措置を講じることはもとより、地方に対する交付金については、十分に確保した上で、長引く物価高に対して地方団体が柔軟に施策を講じられるよう、可能な限り自由度を高くするなど地方の裁量を尊重すべきである。

また、適正な事業期間で効果的な施策を展開できるよう、繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図るべきである。

３　中東情勢・米国関税措置への適切な対応

中東情勢の影響が長期化する中、燃料や原材料、飼料等の急激な価格高騰は、日々の国民生活に加え、運輸業、建設業、製造業、農林水産業をはじめ、地域公共交通、観光、医療、福祉、生活衛生などのあらゆる分野に大きな影響を与えている。

国においては、引き続きエネルギー価格の高騰対策や中小企業等への経営支援、エネルギー・重要物資の安定供給に万全を期すとともに、地方団体が地域の実情に応じた対策を講じるための財政支援を行うべきである。

また、米国の関税措置については、引き続き影響分析及び事業者に対するきめ細かい支援策を講じるとともに、今後、追加の対策が必要となった場合においても、国の責任において財源を確保し、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意すべきである。

Ⅳ　税制抜本改革の推進等

１　地方法人課税の見直し

地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものであり、地方団体の重要な税源であることから安易な縮減などはすべきではない。また、デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっていく中で、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、地方法人課税の在り方についても検討すべきである。

さらに、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約６割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

以上に十分留意の上、具体的な検討に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞き、以下の点を踏まえるべきである。

（１）収入金額課税制度の堅持

法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

令和８年度与党税制改正大綱において、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

電気・ガス供給業に関しては、令和２年度・４年度税制改正において、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、また、電気・ガス供給業は消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有していること、現行方式は法人の経営状況如何に関わらず地元の地方団体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設やＬＮＧ基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

（２）法人事業税の分割基準の見直し

分割基準は前回の見直し（2005年度（平成17年度））から相当期間が経過しており、デジタル化などの経済社会の構造変化を踏まえ、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・ＩＴ化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。また、電子商取引の進展やフランチャイズ事業の拡大といった近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえつつ、法人がその収益を得る構造が大きく変化してきた状況に適合させるものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

（３）国際課税ルールの見直しに伴う対応

新たな国際課税ルールにおける「第１の柱」（市場国への新たな課税権の配分）については、令和８年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。」とされている。国際的な課税権の配分の基準となる「売上高」は、地方団体が提供するインフラや公共サービスを基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っていると考えられることから、多数国間条約の締結に向けた進捗状況等を注視しつつ、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すべきである。その際には、地方税源部分について国が一括徴収して地方に帰属させる仕組みとするなど、納税者の事務負担等にも配慮した制度を構築する必要がある。

２　自動車関係諸税の見直し

令和８年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、①CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする　②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする　③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする　④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく　その際、中長期的には、データの利活用による新たなモ

ビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。」とされている。

また、「令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和９年度税制改正において結論を得る。その際、以下の点に留意するものとする。①地方公共団体における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保　②「2050年カーボンニュートラル」目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標など、脱炭素化等の環境対策に向けた取組みに対する積極的な貢献　③乗用車における多様な動力源（パワートレイン）の特性・普及状況等を踏まえた公平性の確保　④現行の自動車税及び軽自動車税におけるバス・トラック等や営業用自動車に対する課税のあり方との整合性　⑤自動車税及び軽自動車税を負担する自動車ユーザーの理解の増進　⑥課税庁である地方公共団体や関係機関の課税実務等への影響　総排気量の値を有しない電気自動車（燃料電池自動車を含む。）の乗用車については、課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和10年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。電気自動車の乗用車に対する具体的な税率等は、上記の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討と併せて令和９年度税制改正において結論を得る。その際、当該税率の平均的な水準については、電気自動車が、相対的に高い財産的価値や道路損傷性を有する一方で、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献する観点からは更なる普及が求められていること等を踏まえ、電気自動車以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とする。」とされている。

自動車税は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を有する都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源であるが、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災･減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中、車体課税に係る税収は、2026年度（令和８年度）は１兆7,998億円で、ピーク時の1996年度（平成８年度）と比較すると、6,200億円程度の税収減が見込まれており、安定的な財源確保に懸念がある。

こうした状況を踏まえ、今後の自動車税及び軽自動車税の在り方の検討に当たっては、令和10年度から導入される電気自動車の乗用車に対する車両重量に応じた課税方式を含め、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、税負担の公平性を確保し、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、課税趣旨を適切に踏まえ、電気自動車等を含む全てのパワートレイン間で公平・普遍で簡素な税体系の構築について、令和９年度税制改正において確実に結論を得るべきである。

また、大幅な見直しを行う場合には、納税者にとって分かりやすい制度となるよう留意するとともに、自動車税の月割課税・月割還付の廃止など更なる制度の簡素化をはじめ、各地方団体における基幹税務システムの改修や条例の制定、納税者への周知といった課税庁の事務負担等にも配慮の上、検討すべきである。

自動車税・軽自動車税環境性能割については、自動車がもたらすCO_2排出や道路の損傷等の様々な社会的費用に係る行政需要に着目した原因者負担金的性格を有し、地方団体の貴重な財

源となってきた中、国内自動車市場の活性化や自動車ユーザーの取得時における負担軽減、簡素化等を図るため、令和８年３月31日をもって廃止されたことを踏まえ、この見直しに伴う地方税の減収に対しては、代替となる安定的な恒久財源を確実かつ早急に確保するとともに、それが実現するまでの間についても、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において確実に財源措置を講ずべきである。

軽油引取税・地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替の恒久財源を確実に措置するなど、将来世代への負担にも十分配慮の上、国・地方を通じた安定的な財源を確実かつ早急に確保することとし、安定的な恒久財源の確保が完成するまでの間についても、地方の財政運営及びインフラ整備に支障が生じないよう確実に財源措置を講ずべきである。

３　個人住民税の充実確保等

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、地方の基幹税目であることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

特に、給与所得控除の見直しや基礎控除などの個人住民税の各種控除の在り方については、個人住民税の基本的性格や地方税財源に与える影響等に十分配慮した上で、事前に地方団体の声も聴きながら丁寧な議論を行うべきである。

また、これらの各種控除の見直しを行う場合には、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方団体が独自に実施している事業についても適切な対応を行えるよう所要の措置を行うべきである。

さらに、今後、各種控除や私的年金の税制の在り方等の個人所得課税の見直しを行う場合には、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合うことが重要であることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

なお、住所地課税の例外（金融機関等の口座所在地課税）となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、在るべき税収帰属との乖離が拡大している現状に現実的に対応するため、令和８年度税制改正において地方団体間でこの乖離を調整する清算制度が新たに導入されたことから、その円滑な実施を図るべきである。また、利子割における住所地課税の実現については、税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、今後も引き続き検討すべきである。

４　固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村の基幹税であるため、税負担の公平性を図りつつ、引き続きその安定的確保を図ることが重要であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。令和９年度評価替えに当たっては、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性や固定資産税の充実確保の観点から検討を行い、負担水準の均衡化を図る

べきである。また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すべきである。

５　個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態や社会経済情勢の変化に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すべきである。

また、限定列挙方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象に随時追加するとともに、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かりやすく、かつ税務行政の効率化に資するよう、業種認定に係る取扱いを明確化すべきである。

６　税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

全国知事会としては、地方が責任をもって、地方創生・地域未来戦略・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。

令和８年度与党税制改正大綱に取り上げられたとおり、財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じているとの分析がなされる中、骨太方針2026においても、同大綱に沿った具体的な取組を講ずる方針が示された。同大綱及び骨太方針2026に取り上げられたとおり、我が国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であることから、経済社会の構造変化に対応しつつ、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えの下、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた具体的な取組を確実に講ずるべきである。

なお、当該取組により生ずる財源については必要な歳出を地方財政計画に確実に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある措置とすべきである。

（注）東京都からは、令和８年度与党税制改正大綱で示された取組は講じるべきではないとの反対意見があった。

７　地方税務手続のデジタル化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、eLTAX（地方税ポータルシステム）等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化を一層推進していく必要がある。

具体的には、令和８年度税制改正において、地方税関係通知のうち納税証明書等の各種証明書について、eLTAX及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組を進めることとされたことから、その早期実現を図るべきである。

また、デジタル化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても十分な準備期間を確保し、必要な支援や財政措置を適切に講じるべきである。

なお、こうした地方税務手続のデジタル化の一層の推進に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

８　就業者負担軽減支援金の円滑な実施に係る地方への配慮

「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として導入される就業者負担軽減支援金（以下「支援金」という。）については、全国一律で実施する国策であることから、国が中心となって役割を果たすこととし、その制度設計や事務執行に当たっては、市町村の意見を十分に反映し、事務負担の最小化を徹底したシンプルかつ効率的な仕組みとすべきである。

更なる制度の具体化に向けて、費用の負担割合や国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場において、地方三団体と各協議事項の検討スケジュールを早期に共有し、十分な時間的余裕を確保した上で、対等な立場で引き続き丁寧に協議を行うべきである。その際、所得税と住民税の所得再分配機能の違いや、地方が独自財源で実施している中低所得者への支援策についても十分に考慮すべきである。

また、給付事務が本来国の責任で実施すべきものであること及び都道府県の人的資源にも限界があることを踏まえ、国が前面に立って市町村への万全の支援や対策を講ずべきである。令和９年４月の制度導入に向けては、実務検討チームにおいて詳細な事務内容等の検討を進め、市町村の意見を十分に反映するとともに、地方が円滑に準備を進められるよう、必要な情報を適時に示し、十分な準備期間を確保すべきである。

さらに、令和11年度の本格導入に向けては、市町村等の意見・要望を十分に踏まえ、国が実現すべき事務負担軽減策とその工程表を明示し、着実に実施するとともに、特に同年４月の支援金の支給については、年度替わりの市町村の事務負担を十分に考慮すべきである。

なお、国と地方の役割分担については、固定化することなく、「給付付き税額控除」の在るべき姿を見据えながら、国の役割を拡大する方向で、継続して丁寧に協議を行うべきである。

Ⅴ　課税自主権の活用等

１　課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を生かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

２　課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）３月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

Ⅵ　国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2027年度（令和９年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

特に、地方に大きな事務負担や費用負担が生じる制度の創設・見直しに当たっては、制度設計の初期段階から、国と地方が対等・協力の関係の下、十分な時間的余裕を持って丁寧に協議を行い、現場の実情を踏まえた、より実効性の高い政策の実現に取り組むべきである。

Ⅶ その他税財政制度の見直し等

１　社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うべきである。

２　消費税・地方消費税に係る中小企業者等への配慮

インボイス制度が中小企業者等に与える影響等を踏まえながら、その理解を得つつ、制度の円滑な運用のため、事業者におけるデジタル化や価格転嫁の促進など、引き続き必要な支援等を行うべきである。

また、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに当たっては、農林漁業者、食品事業者及び外食産業をはじめとする事業者への影響等を十分に把握し、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（令和８年９月15日閣議決定）」に示された支援策を確実に実施するとともに、事業者の実情に応じて必要な支援を機動的に講ずべきである。

３　不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率の引下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図るべきである。

４　地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税の継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るため、各地方団体は分煙施設の整備等に積極的に取り組む必要がある。他方、地方団体にとって貴重な財源であることから、地方財政に影響を与えないよう、一般財源である地方たばこ税制度を堅持すべきである。

５　ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の３割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その７割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべきである。

６　軽油引取税の課税免除措置

今年度末に適用期限が到来する軽油引取税の課税免除措置については、既存の免除対象の事業活動への影響に十分配慮した上で、軽油引取税が道路特定財源から一般財源化された経緯等を踏まえ検討すべきである。

７　健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置

令和８年特別国会にて成立した健康保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の改正に伴い創設された一部保険外療養に係る「特別の料金」について、消費税の課税対象外とする措置を講じること。

８　次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置

今後、社会保障審議会等における検討の結果、健康保険制度等において制度改正が行われ、地方公務員共済組合制度においても同様の制度改正が行われる場合には、当該制度改正に伴い必要となる税制上の所要の措置を講じること。

９　雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

今後、労働政策審議会における検討の結果、雇用保険制度において制度改正が行われ、地方公務員共済組合制度においても同様の制度改正が行われる場合には、当該制度改正に伴い必要となる税制上の所要の措置を講じること。

10　日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすべきである。